

小規模事業者の皆様、ご存じですか？ 北海道の融資制度で

融資期間が1年以内の短期資金が使えます

決済資金等の資金が必要な**小規模事業者**のために、道制度融資「小規模企業貸付」では融資期間が1年以内の短期資金の取り扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

ポイント①

融資期間が1年以内の短期資金です！

このような方にオススメ

- ・商品仕入の決済などのために短期資金が必要
 - ・夏季・年末の賞与支払のための資金が必要
- など

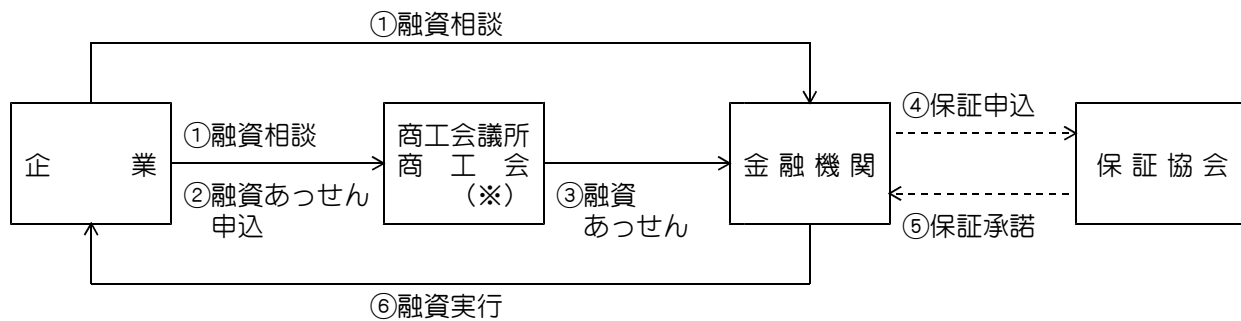
ポイント②

返済方法は割賦又は一括償還を選択できます！

短期資金に活用できる貸付制度

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人）以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模事業者（小規模事業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が1,250万円未満であるもの）
資金用途	事業資金	
融資金額	5,000万円以内	1,250万円以内
融資期間	1年以内（割賦又は一括償還の選択可） ※1年を超える長期資金の利用も可能です。その場合は、融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利：年1.4%	
担保及び保証人	担保：無担保（小口は原則として無担保） 保証人：個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

融資までの基本的な流れ



- (※) ・ 中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
 ・ (公財) 北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お申込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あつせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて地元の商工会議所又は商工会に「融資あつせん」の申込みをしてください。

なお、「融資あつせん」申込みのほか、取扱金融機関に直接、融資の申込みをすることができます。

○ お申込みに必要な書類

- ・ 最近2か年分の決算書等
- ・ 法人の場合は登記事項証明書
- ・ 設備資金の場合は、見積書又は契約書

※ 金融機関及び保証協会において融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

お問い合わせ先

不明な点がございましたら、地元の商工会議所、商工会、北海道中小企業団体中央会、(公財)北海道中小企業総合支援センター又は次の道庁の窓口へお問い合わせください。

○ 道庁の相談窓口

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
道庁 経済部 中小企業課	011-204-5346	檜山振興局 商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局 商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局 商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局 商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局 商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局 商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局 商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局 小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林-乃総合振興局 商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局 商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局 商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局 商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局 商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局 商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局 商工労働観光課	0153-24-5619

北海道ホームページからも確認できます

北海道 制度融資

検索

QRコードはこちら→

